

住居確保給付金（転居費用補助）のしおり

世帯収入が減少して住居を喪失、またはそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

生 駒 市

住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方を対象として、以下の支給上限額までの転居費用相当分を支給することにより家計改善に向けた支援を行います。なお、支給に当たっては、事前に生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター」にて家計改善相談事業をご利用いただき、「家計を改善するために転居が必要であり、その費用の捻出が困難である」と認められる必要があります。

◎支給対象となる経費

転居先への家財運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に掛かる費用を含む）、鍵交換費用

※ 敷金は、本人に返還される可能性があるので支給対象外となります。

※ 契約時に支払う家賃（前家賃）や家財・設備購入費用（風呂釜やエアコン等の購入費用）は、支給対象外です。

◎生駒市の支給上限額

単身世帯	108,000円	2人世帯	129,000円
3～5人の世帯	141,000円	6人世帯	150,000円
7人以上の世帯	168,000円		

※ 生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍の額。これによりがたいときは「別に厚生労働省が定める額」が上限額となりますので、相談時にご案内します。

◎支給方法：転居先の住宅に係る初期費用は、不動産業者等に振込することで代理納付する形で支給。それ以外の費用も、各事業者に振込することにより代理納付する形で支給。

ただし、支払方法がクレジットカード使用や納付書による支払に限定されている場合は、直接給付することも可能ですので、ご相談ください。

※受給者に直接給付する場合は、実際に転居費用等を支払いした金額が確認できる領収書等の提出が必要になります。

※支給内容に転居住宅の初期費用と家財運搬費用の両方が含まれており、合計額が支給上限額を超える場合は、不動産業者等に振込する初期費用を優先します。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象となる要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一世帯の者の死亡又は申請者もしくは同一の世帯の者の離職、休業等により世帯が経済的に著しく困窮し、住居を喪失、または住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日の属する月が世帯収入が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、申請者が世帯の主たる生計維持者である。
（収入減少時は主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により、申請時は主たる生計維持者となっている場合も含まれます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下である。

世帯人数	収入基準額	
	基準額	（左記基準額 + 家賃額）
1人	81,000円	117,000円
2人	123,000円	166,000円
3人	157,000円	204,000円
4人	194,000円	241,000円
5人	232,000円	279,000円
6人	269,000円	319,000円
7人	306,000円	362,000円

※収入基準額のうち家賃額は、単身世帯36,000円、二人世帯43,000円、3～5人世帯47,000円、6人世帯50,000円、7人以上の世帯56,000円が上限額。持家から転居の場合は現住地の居住維持費用、住居を喪失している場合は住居確保に要する費用で計算するが、いずれの上限額も同額。

※失業給付、親族等からの定期的な仕送り（養育費等を含む）、公的年金（障害年金等の非課税年金を含む）、子ども手当等の公的給付は、収入・金融資産となります。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産（新規・延長・再延長）
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

⑥ 生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター」にて家計改善相談事業を利用し、家計に関する相談支援において家計改善のために下記(1)又は(2)の理由により転居が必要であり、転居費用の捻出が困難であると認められている。

(1) 転居前の家賃（持家から転居の場合は現住地の居住維持費用、住居を喪失している場合は居住確保に要する費用）より転居後の家賃が安価であり、転居することにより家計全体の支出削減が見込まれる。

(2) 転居後の家賃は転居前の家賃（持家から転居の場合は現住地の居住維持費用、住居を喪失している場合は居住確保に要する費用）と変わらないか高額になるが、転居することにより通院交通費その他の支出が削減されることにより家計全体の支出削減が見込まれる。

⑦ 自治体等の実施する類似の転居支援を目的とした給付等を申請者及び同一の世帯に属する者が受けていない。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方で、臨時特例つなぎ資金の貸付けを希望される方は社会福祉協議会にお問い合わせください。

※臨時特例つなぎ資金貸付 ※貸付には審査があり、利用できない場合があります。
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

また、入居予定住宅の敷金・礼金等「初期費用」の支出が困難な方は、「生活福祉資金（総合支援資金）」について社会福祉協議会にお問い合わせください。

※生活福祉資金（総合支援資金） ※貸付には審査があり、利用できない場合があります。
継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

1) 住宅入居費：40万円以内

2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（单身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間

3) 一時生活再建費：60万円以内

貸付期間 原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金（転居費用補助）申請に必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（則第11条第1項第2号の規定による支給）
- ② 住居確保給付金申請時確認書

※①②の用紙と⑧の証明は「くらしとしごと支援センター」から交付します。

- ③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等 ※顔写真入りの証明がない場合は2点以上提出してください。

- ④ 収入減少関係書類

世帯収入が申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少していること確認できる書類の写し。給与明細、預金通帳等で減少前と減少後が把握できるものを提出。

- ⑤ 離職等関係書類

世帯収入減少の直前に申請者と同一世帯に属する人が死亡、離職、休業したことが確認できる書類の写し。離婚や死亡の記載のある戸籍証明、離職票、退職証明書、休業・求職等を確認できる書類等、収入の著しい減少の発端になった事象が客観的事実として証明できる書類の写しを提出。

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入振込記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金受給中の場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳等の写しを提出。

- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関の通帳等の写し

家族全員の資産確認が必要なため、家族の現存する通帳について、全て直近に記帳したものの写しを提出。

債権・株式・投資信託等を保有している場合、金額を確認できる書類の写しを提出。

- ⑧ 住居確保給付金要転居証明書

家計改善相談の結果、家計を改善するために転居が必要と認められた申請者に対して「くらしとしごと支援センター」から交付します。

- ⑨ （転居前の居宅が持家の場合）居住維持費関係書類

居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写しを提出。

- ◎ いずれの書類も原本を持参いただければ、受付時にコピーします。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

◆ 住居確保給付金要転居証明書の取得

- ・ 生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター（連絡先は最終ページに記載）」に問い合わせ、相談の申し込みをしてください。

家計改善相談事業の支援を受けて、受給対象者であると判断された場合、証明書が交付されます。

※ 家計改善相談事業では家計収支に関する各種資料の提出が必要です。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）支給申請の提出

- ・ 原則として家計改善相談をしている窓口、生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター」に提出してください。受付後、不動産会社等に提示する「申請書の写し」と不動産会社等に記載してもらう「入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）」の用紙をお渡しします。

※ 住居を喪失している人の場合、住居を喪失する直前の住所地の相談窓口への申請になりますが、直前の居所が不明又は遠方である等、申請に行くのが難しい場合は現在の所在地で申請可能です。状況によるので相談時の相談員の指導に従ってください。

※ 申請書を提出されてから自治体が審査するため、必ず支給決定されるものではありません。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 家計改善相談で示される家賃の額を目安として、不動産業者等に「申請書の写し」を提示して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。

※ 確保しようとする住居の家賃額が相談時に示された額を超える場合は、相談窓口に連絡してください。

- ・ 敷金等、本給付金の対象外となる初期費用等について、社会福祉協議会の総合支援貸付を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合は、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、申請書を提出した窓口に提出してください。

※ 初期費用の他に転居に要する費用（家財運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要な内容と金額を確認できる書類（各種見積書等）を提出してください。

※ 支給の審査・決定は、不動産業者等が記入済みの「入居予定住宅に関する状況通知書」及びその他の見積書等、審査に必要な書類が不備なく全て揃ってからになります。

※ 審査に必要な書類が揃ってから支給決定のうえ支払まで1ヶ月程度かかります。初期費用等の支払期限や賃貸借契約締結日等について、あらかじめ不動産業者等と調整してください。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の審査

- ・ 申請は市が審査します。審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。大切に保管してください。必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」も交付します。
- ・ 受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。この場合は、住宅を確保している不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定により賃貸借契約を締結できない」旨を速やかに連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 本給付金では対象外となる敷金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会の貸付担当に対して「入居予定住宅に関する状況通知書」写しと「住居確保給付金支給対象者証明書」写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

※貸付には審査があり、既に貸付を限度額まで利用している等、状況により利用できない場合があります。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」や「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には「通常契約」になると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て「停止条件付き契約」としている不動産業者等もあると考えられますので、契約時にご確認ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ **入居手続き**

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ 入居にあわせて住民票の設定・変更手続きを速やかに行ってください。

◆ **入居後の手続き**

- ・ 住宅入居後7日以内に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写しと新住所が記載された「住民票」の写しを添付した「住宅確保報告書」を生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター」に提出する必要があります。
- ・ 不動産会社等に支払う初期費用以外の補助を受けるため家財運搬費用等の見積書を提出していた方、クレジット払い・納付書払い等のため初期費用を申請者が直接受給した方は「領収書等、実際に支払ったことが判る書類」も提出してください。
- ・ 実際に支払った支給対象費用の額が支給額を上回っていて、支給が上限額以下であった場合、上限額までの差額の追加支給の申請を行うことができます。
※ 申請後に審査がありますので、申請すれば必ず支給されるわけではありません。
※ 支給額よりも実際に支払った額が下回っていた場合は、差額を返還してください。

◆ **転居先で住居確保給付金（家賃補助）を希望する場合**

- ・ 転居先の住宅の家賃について、住居確保給付金（家賃補助）の支給を希望する場合は、転居先の自治体の自立相談支援機関で手続きしてください。
- ・ 市内転居の場合は、引き続き生駒市社会福祉協議会「くらしとしごと支援センター」で相談、申請等を行ってください。
※ 住居確保給付金（家賃補助）の受給要件は本給付金（転居費用補助）とは異なりますので、相談窓口でご確認ください。また、別途リーフレットもありますのでご参照ください。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給

住居確保給付金（転居費用補助）の受給後、受給者と同一の世帯に属する人の死亡又は離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は個人の都合による場合を除く）により世帯収入が著しく減少し、かつ受給した月の翌月から起算して1年を経過している場合、3ページの要件に該当しているときは2ページの支給額を再支給することができます。

※ 「受給後」とは過去に複数回支給決定を受けている場合、直前の受給後を指します。

その他

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に虚偽の申請等、不適正な受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付について生駒市が徴収することになります。
- ◆ 本給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入状況について官公署、銀行、事業主等に対して資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

お問い合わせ先

生駒市社会福祉協議会内

生駒市くらしとしごと支援センター

電話 0120-883-132

住所 生駒市東新町8-38
生駒市役所 地下1階

相談日時 9:00~16:30
(土日祝、年末年始を除く)

生駒市役所の担当課

福祉部生活支援課

電話 0743-74-1111 (代表)

住所 生駒市東新町8-38
生駒市役所 1階11番窓口

相談日時 9:00~16:30
(土日祝、年末年始を除く)